

## 医療機関向け 電子処方箋追加機能の説明動画（令和5年12月更新版）

### ナレーション

この動画では、医療機関向けに、電子処方箋の新しい機能を解説いたします。  
既に電子処方箋を導入いただいた医療機関におかれては、お使いの電子カルテ・レセプトコンピュータが本機能に対応しているかをシステム事業者様へご確認ください。

追加機能のうち大きなものは、電子処方箋でリフィル処方箋が発行可能になること、処方予定の薬剤と重複投薬等の恐れがある薬剤情報を口頭同意で確認可能になること、マイナンバーカードを活用した電子署名、の3つです。

その他のアップデートは令和5年11月公開の運用マニュアルをご覧ください。  
運用マニュアルへのリンク先は動画概要欄に掲載しています。

まずは、電子処方箋でのリフィル処方箋発行について説明いたします。

これまで、リフィル処方箋は、従来どおりの紙の処方箋でしか発行できませんでした。  
これからは、リフィル処方箋も電子処方箋、紙処方箋のいずれでも発行できるようになり、電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できるようになります。

リフィル処方箋とは、症状が安定している患者さんに対して、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に最大3回まで反復利用できる処方箋です。

リフィル処方箋を電子処方箋で発行することのメリットをご紹介します。

1つ目は、患者さん自身での処方箋の保管が不要になるため、処方箋の有効期間の途中で処方箋を失くしてしまう心配がなくなることです。  
薬局でマイナンバーカードで受付する場合、マイナンバーカード1枚を持参すれば調剤を受けることができます。

2つ目は、電子処方箋に対応した薬局では調剤結果を1回毎に登録するため、処方・調剤情報をリアルタイムに共有できることです。  
重複投薬等チェックに活用しやすくなり、併用禁忌や重複投薬の防止につながります。

3 つ目は、患者さんが次回調剤予定日を忘れてもマイナポータルから確認できることです。患者さんはマイナポータルを開くだけで、手軽に、次回調剤予定日を確認することができます。

より安心・安全な医療の提供や、患者さんの利便性向上につながる電子処方箋を、ぜひ患者さんへ推奨ください。

患者さんが電子処方箋でリフィル処方箋の処方・調剤を受けるためには、医療機関・薬局がともに、電子処方箋と電子処方箋のリフィル処方箋機能に対応していることが必要です。患者さんに向けての目印になるように、ステッカーを貼ったポスターを施設内の目立つ箇所へ掲示するようにお願いいたします。

周知素材に関しては、概要欄記載のリンク先からダウンロードしてご活用いただけます。

次に、口頭同意による、処方予定の薬剤と重複投薬等の恐れがある薬剤情報の確認について説明いたします。

患者さんから口頭等で同意を得ることで、処方予定の薬剤と重複投薬や併用禁忌の恐れがある薬剤の情報を確認できるようになります。

口頭同意による過去の薬剤情報の閲覧とは、患者さんが健康保険証で受付を行った場合や、顔認証付きカードリーダーで「過去の薬剤情報の提供」に同意しなかった場合でも、重複投薬等チェックで重複投薬・併用禁忌が疑われた際に、患者さんから口頭等で同意を得ることで、処方予定の薬剤と重複投薬や併用禁忌の恐れがある薬剤の情報に限り確認できるようになる仕組みです。

これまで、受付時に患者さんが顔認証付きカードリーダーで「過去の薬剤情報の提供」に同意しなかった場合、または健康保険証で受付した場合は、重複投薬等チェックで重複投薬・併用禁忌が疑われても、患者さんが服用している薬をシステム上で確認できず、医師・歯科医師は患者さんからの聴き取りやお薬手帳から服用中の薬を確認していました。

これからは、重複投薬等チェックでアラートが出た場合、患者さんから口頭等で同意を得ることで、患者さんが服用している薬のうち、今回の処方と重複投薬・併用禁忌の可能性のある薬剤に限り、電子処方箋管理サービスから確認できるようになります。

なお、口頭等で同意を得られた際は、医療機関のシステムにおいて、口頭同意を取得した旨の記録を残す必要があります。

最後に、マイナンバーカード利用推奨のお願いです。

重複投薬等チェックでアラートが出た際に患者さんから同意を得ることで、重複投薬や併用禁忌のアラートの原因の薬剤に限り電子処方箋管理サービスから確認できるようになりますが、患者さんの状態をより正確に把握し、より良い医療を提供するためにも、マイナンバーカードでの受付を患者さんに推奨いただくようお願いいたします。

なお、厚生労働省では、医療機関から患者さんへご説明しやすいよう、資材を作成しています。重複投薬等チェックのアラートが発生し患者さんへ同意を求める際のリーフレットとして、または予め施設内に掲示いただき、同意を求める場合があることを周知するポスターとしてもご利用いただけます。

周知素材に関しては、概要欄記載のリンク先からダウンロードしてご利用いただけます。

最後に、マイナンバーカードを活用した電子署名について説明いたします。

これまで、電子処方箋を発行するためには、物理的に HPKI カードを用いた署名方式、カードを用いない署名方式の所謂カードレス署名の2つが利用可能でした。

これらに加えて、医師・歯科医師のマイナンバーカードを活用した電子署名ができるようになります。

マイナンバーカードを活用した電子署名とは、医師・歯科医師が自身のマイナンバーカードを HPKI の仕組みと紐付けることで、電子処方箋を発行する際に、マイナンバーカードで医師・歯科医師としての電子署名をできるようにする仕組みです。

マイナンバーカードを活用した電子署名のメリットを3つご紹介します。

1つ目は、自身のマイナンバーカードで HPKI の仕組みを活用し、医師・歯科医師としての電子署名ができるようになることです。

2つ目は、マイナンバーカードを活用した電子署名では、マイナポータル経由でオンラインで利用申請が可能となることです。また、現在提出を求めている住民票（写）や身分証のコピー等が不要になります。

3つ目は、これまでの紙での申請と比較して、オンラインでの利用申請から電子署名が利用できるまでの時間が短縮されることです。

次に、マイナンバーカードを活用した電子署名の利用申請と、それを活用した業務のイメージをご説明します。

まず、利用申請についてです。医師・歯科医師自身がマイナポータルアカウントから事前に利用申請を行います。

それにより、マイナンバーカードの情報が HPKI 認証局に連携されます。

HPKI 認証局は、マイナンバーカードの情報を紐付けて、スマートフォンの生体認証で HPKI の仕組みを利用するための情報等を、医師・歯科医師自身のマイナポータルアカウントに発行します。

マイナポータルアカウントで発行が完了したことのお知らせが届いた後、マイナンバーカードを活用して電子署名が可能となります。

システムログイン時に、マイナンバーカードではなく、スマートフォンの生体認証を利用する可能性がある場合は、発行完了のお知らせが届いたら、速やかに、スマートフォンと電子証明書の紐付けを行って下さい。

紐付けたスマートフォンを使って、電子署名が可能になります。

次に、電子署名を活用した日々の業務のイメージです。

まず、電子カルテシステムにログインし、1日1回、マイナンバーカードをICカードリーダーにかざしてPINを入力するかスマートフォンの生体認証を行います。

診察後、電子処方箋を発行します。

電子処方箋を発行する際には、発行時に電子カルテシステム内で自動で HPKI 電子署名が付与されます。

付与される HPKI 署名情報には、現住所などの個人情報に含まれていませんので、医師・歯科医師のプライバシーにも配慮されています。

マイナンバーカードを活用した電子署名では、これまでと比較して利用申請がオンラインで簡単にできるようになるとともに、HPKI カードやスマートフォンを利用したこれまでの業務フローと変わりなく電子処方箋を発行することができます。

電子処方箋追加機能の説明は以上となります。ご視聴ありがとうございました。

関連情報への各種リンクは下部の動画の概要欄からアクセスすることもできますので是非ご利用ください。